

広島県告示第六百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が大崎上島町の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、大崎上島町長から届出があった。

平成二十二年七月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
豊田郡大崎上島町沖浦字浜一六五の一 から同町沖浦字木越一〇〇二の二二を経て 同町沖浦字竜原八九六の四の地先	一〇、七七九・八九平方メートル	大崎上島町沖浦字浜、字木越、字竜原